

第 76 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1中11の項を14の項とし、12の項の次に次の1項を加える。

13 教育委員会	学校教育法第1条に規定する高等学校及び中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）の専攻科（私立高等学校等専攻科並びに国及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人の設置する学校の専攻科を除く。以下「公立高等学校等専攻科」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、公立高等学校等専攻科に在学する生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---

別表第1中10の項を12の項とし、4の項から9の項までを2項ずつ繰り下げ、3の項の次に次の2項を加える。

4 知事	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）及び特別支援学校の専攻科（私立のものに限る。以下「私立高等学校等専攻科」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校
------	--

	等専攻科に在学する生徒に対して交付する就学支援金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
5 知事	私立高等学校等専攻科（学校教育法第1条に規定する特別支援学校の専攻科を除く。以下この項及び13の項において同じ。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等専攻科に在学する生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に対して交付する奨学のための給付金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定に基づく個人番号を利用する事務を追加する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。